

愛媛県教育委員会 6 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 3 時 30 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 高岡哲也 委 員 関 啓三 委 員 北須賀逸雄

委 員 畠山千愛 委 員 田坂文明 委 員 山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 黒田 敬

指導部長 川本昌宏

教育総務課長 栗田 謙

施設厚生室長 加藤 剛

社会教育課長 岡田博之

文化財保護課長 廣田 聡

保健体育課長 近藤博隆

義務教育課長 川崎洋幸

高校教育課長 中井賢哉

高校教育課魅力化推進監 野村竜也

高校教育課財務指導監 渡部和宏

人権教育課長 竹縄浩二

特別支援教育課長 壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時 30 分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 6 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいいただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、教育長報告の不利益処分に対する審査請求に係る裁決についてにつきましては、個人情報が含まれることから、議案第 28 号愛媛県立図書館協議会委員の任命について及び議案第 29 号愛媛県教育支援委員会委員の任命について並びにその他の協議案件の表彰案件（2 件）につきましては、人事案件であることから、また、その他の協議案件の令和 8 年度 6 月補正予算案及び教育委員会関係の条例の一部改正案（1 件）につきましては、県議会に提出予定の議案について検討を行うものであることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思ひます。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、公開案件の途中に非公開案件が入ることになり、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくこととなりますので、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 5月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、5月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。以後、事務局は説明にあたり着席にて対応いただくようお願いいたします。

(3) 教育長報告

○県立学校のいじめ事案に係る個人情報不開示決定等に対する審査請求について

(教育長) 県立学校のいじめ事案に係る個人情報不開示決定等に対する審査請求について、事務局から報告をお願いいたします。

(人権教育課長) 県立学校のいじめ事案に係る個人情報不開示決定等に対する審査請求について、報告いたします。

この審査請求は、審査請求人1名から、令和8年5月7日付けでなされたものです。

審査請求の内容としましては、審査請求人から令和8年3月27日になされた保有個人情報開示請求に対し、請求の対象となった個人情報の一部が不存在であったこと、また、審査請求人以外の個人の内容に関する部分等の非開示情報が含まれるため、同年4月10日に教育長が文書不存在による不開示決定及び部分開示決定を行ったところ、これを不服として当該処分取消しと文書開示を求めるものです。

本審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基づき教育長が審査庁として処理することとなりますが、まずは、弁明書を審査請求人に送付し、審査請求人からの反論を受けて主張を整理した上で、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した後、同審査会からの答申を踏まえ、教育長が裁決を行うこととなります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 次に、議案審議は非公開のため、専決処分の承認に移ります。

(4) 議 事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 令和8年5月31日に死亡した愛媛県立宇和特別支援学校教頭水田由紀の報賞について、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分しましたので、同規則第4条の規定によりここに報告します。

なお、水田教頭は勤続31年2月でありまして、愛媛県教職員報賞規程運用方針の満30年以上勤続し、勤務成績良好なものという要件に該当します。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞については、原案のとおり承認されました。

(教育長) 以上で専決処分の承認を終了します。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 教育長報告を再開する旨宣する。

(5) 教育長報告

○不利益処分に対する審査請求に係る裁決について

(教育長) 報告を求める。

(高校教育課長) 不利益処分に対する審査請求について報告する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 教育長報告を終了し、議案審議に移る旨宣する。

(6) 議 事

議案審議

○議案第28号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第29号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である愛媛県特別支援学校長会長の交代に伴い、その後任の委員を、愛媛県教育支援委員会設

置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(7) その他

○令和8年度6月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会6月定例会に提案予定の令和8年度6月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) えひめ県立高校教育改革事業において改革先導拠点として国へ申請している4校に関し、特徴的な内容はあるか質問する。

(高校教育課長) 申請中の4校について、施設整備等の計画を説明する。

(教育長) 現在、先行している他県の状況について述べ、4校とも採択されるよう臨む旨述べる。

(北須賀委員) 看護師の育成は国の示す類型に該当するのか質問する。

(高校教育課長) 国の示す類型のうち「理数系人材育成」に該当し、デジタル技術を身に付けた医療看護人材を育成することで「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」につながる旨答える。

(北須賀委員) 将来、医療や看護の道を目指す生徒を育てるという意味か質問する。

(教育長) 教育委員会としては、県立医療技術大学に呼び込む道筋をつくりたいという思いがある旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 地方自治法の改正に伴い、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和8年度学校保健文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 令和8年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)及び被表彰候補団体(2校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 候補者の選考方法について質問する。

(保健体育課長) 候補者の選考方法について答える。

(田坂委員) 推薦にあたり候補者の職種の状況について質問する。

(保健体育課長) 過去に同様の事例がある旨答える。

(北須賀委員) ある程度バランスが取れた形で候補者を推薦する必要があると思う旨述べる。

(保健体育課長) 候補者の選考方法について検討する旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和８年度学校安全文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 令和８年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（１校）の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉 会（午後４時09分）

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会６月定例会を閉会いたします。